

令和 7 年

春の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運動期間 令和 7 年 4 月 6 日（日）から 15 日（火）までの 10 日間

交通事故死ゼロを目指す日 令和 7 年 4 月 10 日（木）

【重点目標】

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

《運動の目的》

この運動は、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある運動、住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。

また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保 ・通学路等における見守り活動等の推進 ・「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進 ・通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進 (2) 歩行者の正しい横断方法の実践 ・こどもの交通安全意識を高める交通安全教育の推進 ・道路横断時、停止車両に対して感謝の意を示す「あいさつ県民運動」の推進
2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
(1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底 ・歩行者等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の呼び掛け ・歩行者優先意識の徹底を始め、安全運転意識及び態度を向上させる交通安全教育や広報啓発の推進 (2) ながら運転の根絶 ・運転中の携帯電話等の通話・注視の危険性についての広報啓発の推進 ・業務中のながら運転による交通事故を防止するための自動車の使用者等による交通安全教育の推進 (3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ・シートベルト・チャイルドシートの使用義務と正しい使用の周知及び着用効果の理解促進 ・高速乗合バス等の全座席におけるシートベルト着用を徹底させるための広報啓発等の推進 (4) 高齢運転者の交通事故防止 ・加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進 ・運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進 (5) 飲酒運転の根絶 ・交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等の推進 ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動などの促進
3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保 ・ヘルメット着用の必要性・効果の理解促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進 ・自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進 ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進と自転車の点検整備の推進 (2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知 ・「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進 ・信号の遵守、無灯火・飲酒運転の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進 ・新たなルール(ながらスマホの禁止・酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進 (3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底 ・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及びヘルメット着用を促す取組の推進

